

令和5年度  
「今後の停電対策に向けた検討会」検討書  
(資料編)

令和6年3月  
今後の停電対策に向けた検討会  
(事務局：新潟県防災局危機対策課)

# 目次

○ 参考資料 1	1
道路啓開に関するWeb会議（Web連携訓練）（実施主体：佐渡地域振興局地域整備部）	1
○ 参考資料 2	2
離島非常災害対応訓練（実施主体：東北電力NW新潟支社）	2
○ 参考資料 3	5
・重要インフラ施設周辺森林整備事業（千葉県千葉市）	5
・県・市町村・電気事業者が連携して実施する事例（鳥取県）	6
・道路管理者と電気事業者が連携して実施する事例（山形県）	7
・市町村が単独で実施する事例（秩父市、八頭町）	11
○ 参考資料 4	14
雪などによる倒木被害を予防するための森林整備について	14
○ 参考資料 5	16
竹木の枝の切除及び根の切取り（民法第 233 条第 3 項関係）	16

## ○ 参考資料 1

### 道路啓開に関するW e b会議（W e b連携訓練）（実施主体：佐渡地域振興局地域整備部）

#### (1) 日 時

令和5年12月13日（水）

#### (2) 場 所

佐渡地域振興局地域整備部ほか（W e b会議）

#### (3) 参 加 者

佐渡市建設部建設課

佐渡地域振興局地域整備部維持管理課、総務課

東北電力NW佐渡電力センター配電課

W e b会議の様子



#### (4) 目 的

- ・関係機関によるW e b会議手法の確認と顔の見える関係の構築
- ・今回構築したレポートライン（緊急時に確実に繋がる電話番号）の確認
- ・大雪時の被害を想定し、道路管理者と電気事業者が連携して道路啓開と電力復旧を実施するための対処手順の確認

#### (5) 概 要

県・市・電気事業者による今冬に備えたW e b会議を実施した。

##### ア 事前伐採優先箇所への対応状況について

- ・8月に東北電力NWからいただいた伐採優先箇所一覧に基づき、事前伐採の状況について報告した。

県道：提供いただいた21箇所中、18箇所については11月末までに伐採を完了した。  
残り3箇所は道路敷から離れている等、対応できない場所である。

市道：補正予算を編成し、必要と思われる箇所は除去したが、提供いただいた資料との突合はまだできていない。今後除雪に支障となる箇所については事前パトを行い随時伐採していく。

電力：今後の伐採について、今回のW e b会議等を活用して連携していきたい。

##### イ 除雪に関する県と市の連携について

- ・県が委託する除雪業者と市が委託する除雪業者が自社のエリア外でも臨機応変に除雪対応できる仕組みについて協議した。

県：費用負担面でのすり合わせが必要になると思うが、対応は可能と考えている。

市：建設業協会と協定を結んでおり、エリア外での対応は可能と考えている。

##### ウ 今後のW e b会議の活用について

- ・今後、必要に応じてW e b会議を県から案内する。また関係機関からもW e b会議開催について県からの招集を促してもらい、随時連携を取り合うことを確認した。
- 市：（要望）協議の際、NTTも参加できるようにしてほしい。

## ○ 参考資料 2

### 離島非常災害対応訓練（実施主体：東北電力NW新潟支社）

#### (1) 日 時

令和5年11月6日（月）～8日（水）

#### (2) 場 所

佐渡市羽茂本郷地内

#### (3) 参加者

東北電力NW【新潟支社（配電）、佐渡・新発田・新潟・新津・新潟県央電力センター】  
株式会社ユアテック下越営業所  
株式会社共立テクノ（ユアテック協力会社）

#### (4) 想 定

冬季初めの気温が比較的高い時期において、佐渡市で大雪に伴う倒木倒竹による大規模な配電設備被害を伴った供給支障を想定する。

#### (5) 訓練概要

##### ア 派遣要請訓練 [机上]

R4大雪を踏まえ整理した、佐渡市への「事前応援派遣ルール」の内容に基づき、新潟支社（配電）および佐渡電力センターは、冬季初めの比較的高い時期の降雪予報の想定により、事前応援派遣の要否について協議し、他電力センターへ派遣要請を行う。

##### イ 応援派遣訓練 [佐渡汽船]

新潟港⇄両津港のカーフェリー減便の影響や有事において当社の応援派遣車両を同一便で輸送できない場合などを想定し、直江津港⇄小木航路の有効性を確認し、今後の航路選択肢とできるか検証する。

##### ウ 被害状況確認訓練 [実施場所：佐渡市羽茂本郷地内]

（訓練者：東北電力NW 新潟県央電力センター）

積雪による倒木倒竹により配電線路の巡視が必要であるが、急斜面により立ち入りが困難なことから、ドローンにより被害状況を確認するとともに、映像をライブ配信により遠隔地で状況を確認する。

##### エ 配電設備復旧訓練 [実施場所：佐渡市羽茂本郷地内]

（訓練者：東北電力NW 佐渡・新発田・新潟・新津電力センター、  
ユアテック下越営業所、共立テクノ）

積雪による倒木倒竹により、高圧断線及び電柱倒壊。被害設備が河川対岸で侵入経路がなく、復旧までに長期間かかる見込みであることから、県道沿いに配電設備を新設し送電ルートの変更を行う。

##### オ 伐採訓練 [実施場所：佐渡市羽茂本郷地内]

（訓練者：共立テクノ）

積雪により大量の倒木倒竹が配電線路にかかり木となっていることから伐採作業（枝切、中断切）を行う。

## 【実施結果】

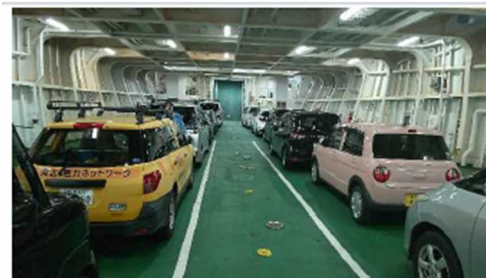
ア 東北電力NW新潟支社配電部門で定めた「事前応援派遣ルール」について、派遣要請側、派遣側双方で再確認を行った。

また、IWB（インタラクティブホワイトボード）等のコミュニケーションツールを活用し、各電力センターとリアルタイムに情報を共有することで、円滑に応援派遣の調整を実施することができた。



事業所	要請数	応援	PC	GP	KID	その他
村上						
新津田	2名					
新津	2名	軽客1台				重客1台
新津	2名					
佐渡						
新潟県央	2名(4台)					
長岡						
柏崎						
十日町						
魚沼						
上越						
糸魚川						

イ 直江津⇄小木航路においても、応援派遣人員、車両等の輸送が可能であることを確認した。ただし、両津航路カーフェリーの3分の1程度のサイズであり、輸送できる車両台数に制限がかかると推測されることや、冬季は期間運休することに留意が必要であることを確認した。



ウ 東北電力NWが保有するドローンにより、被害状況の確認および映像のライブ配信が可能であることを確認した。

なお、現地の電波状況によっては映像配信が途絶する課題が発生したが、携帯回線（キャリア）の切替により改善した。



エ 配電設備復旧（送電ルートの変更）に係る電柱の新設・撤去、高圧線の架線等の一連の作業を適切に実施した。本訓練では東北電力NWとユアテックの混成班を構成しての作業を実施し、有事の際における相互連携を再確認した。



オ 地上での伐採作業と高所作業車を用いた伐採作業を行った。作業直下の安全確認や周囲への声掛け等、作業員相互に安全確認を実施することを再確認した。

また、着雪の有無により作業効率が大幅に異なることから、改めて降雪前の事前伐採が重要であると再認識した。



## ○ 参考資料 3

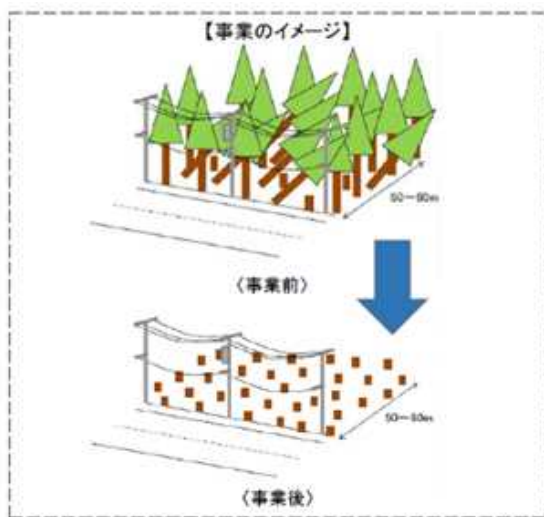
### 重要インフラ施設周辺森林整備事業（千葉県千葉市）

令和元年度の台風により、千葉県内で多数の風倒木が発生し、道路や配電線等のインフラ施設に大きな被害が発生した。

このため、風倒木等による被害を未然に防止するため千葉県内では、重要インフラ事業を活用した災害に強い森づくり事業を令和2年度から実施している。

#### 《 千葉市 》

森林所有者による適切な管理が期待できない配電線周辺の風倒木が発生した森林において、千葉市と東京電力パワーグリッド(株)、森林所有者、森林組合が連携して被害木を含めた樹木の除去と跡地への植栽を行った。



#### 〔協定締結者〕

千葉市、東京電力PG(株)、森林所有者、森林組合

#### 〔役割分担〕

- 千葉市…協定森林の把握に努め、事業が適正に実施されるよう指導、助言及び必要な協力を行う
- 東京電力PG…電気設備に影響を及ぼす恐れのある範囲の樹木の保安伐採（枝払い等）
- 森林所有者…事業実施の同意  
事業実施後の森林の維持管理
- 森林組合…適正な森林整備の実施



〈事業前〉



〈事業後〉

## 県・市町村・電気事業者が連携して実施する事例（鳥取県）

（鳥取県ホームページ、中国電力ホームページ、電力広域的運営推進機関ホームページ）

### ① 協定の締結

鳥取県と中国電力株式会社は、令和元年10月の台風19号の影響により、鳥取県内で広範囲にわたる停電が発生したことを踏まえ、平常時から情報の共有に努めるとともに、災害時にはさらに密に連携して対応することで、鳥取県内における電力復旧体制の強化を図ることを目的に協定を締結した。

#### 1 協定の名称

「災害時における電力供給のための連携等に関する協定」

#### 2 協定の内容

##### (1) 連絡体制及び情報共有

- ・ 緊急連絡先及び災害対応に必要な情報の共有
- ・ **電力設備周辺の樹木等の事前伐採のための調整**
- ・ 災害発生時にドローン・ヘリコプターを活用した災害情報の共有
- ・ 災害対策本部へのリエゾンの派遣

##### (2) 早期復旧のための支援及び協力

- ・ 停電の早期復旧作業の支援
- ・ 復旧作業の支障となる樹木・土砂などの除去等作業への協力

### ② 連絡会の設立

異常気象の増加等により、大雪・大雨・強風により倒木被害の多発し、孤立・停電・通信障害など住民生活に大きな影響を与えていた。鳥取県内の自治体において、既存の事業で伐採を進めていた箇所においては、倒木被害の減少に大きな効果があったことも報告されていることも踏まえ、令和5年5月に「**倒木被害防災・減災対策連絡会**」を設立。県・市町村・森林組合・電気事業者で連携し、樹木の伐採等の防災・減災対策を推進することを目的としている。

#### 倒木被害防災・減災対策連絡会

##### 【構成機関】

鳥取県、市町村、森林組合、中国電力ネットワーク(株)、NTT西日本株式会社鳥取支店

##### 【取組方針】

危険木等の調査、実施箇所の選定、実施方法・主体の決定、役割分担して伐採を実施

#### ポイント

- ・ 平時からの情報共有や事前伐採のための調整を、協定によって約束している。
- ・ 事前伐採のための、独自の情報共有・協議体制（連絡会）が存在する。

2020年12月には山形県米沢市白布地区において、多数の倒木による9.5時間の長期停電した。また、道路寸断により、白布温泉宿泊客が孤立する事案が発生したため、山形県と連携した事前伐採対応が急務であったことから、2021年2月に東北電力NW山形支社と山形県は「災害時の協力に関する協定書」に事前伐採の項目を新たに設け再締結した。

#### 災害時の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

##### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

##### （県災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等の発生の恐れがあり、あるいは停電等が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

##### （電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、乙及び丙の供給管轄区域内の被害状況の把握を行い、甲の意見を踏まえ、医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、あらかじめ優先的に復旧が必要な重要施設をリスト等により甲、乙及び丙が共有するものとし、電源の確保が必要な施設への電源車等の配備については、甲、乙及び丙が調整のうえ、乙又は丙の判断によるものとする。

##### （復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

##### （平時における連携）

第6条 倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙及び丙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第7条 災害時において、乙及び丙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙及び丙の要請に協力するよう努めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 電力復旧作業を行ううえで自衛隊の派遣が必要と認められる場合、乙及び丙は甲に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、甲は乙及び丙からの要請に基づき迅速な対応に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡箇所、担当者名、電話番号等については、年1回以上三者で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙それぞれで保持するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の失効)

第11条 甲乙間で平成19年3月22日付締結した「災害時の協力に関する協定書」は、本協定の締結に伴い失効するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年2月5日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市本町二丁目1番9号  
東北電力株式会社  
執行役員山形支店長 藤原 正雄



丙 山形市本町二丁目1番9号  
東北電力ネットワーク株式会社  
山形支社長 茂木 明浩



本協定に基づき、山形県内においては2021年度に2件、2022年度に5件の事前伐採を行っている。伐採個所の選定は過去に倒木等による被害実績のある県道敷とし、山形県にて伐採工事、東北電力NWにて電線防護等を実施した。

なお、伐採の施工方法については、「県道沿いの樹木を拡幅的に伐採」と、「倒木の恐れがある樹木のみをピンポイントで伐採」を現場状況に応じて使い分けを行っている。

また、伐採工事に係る費用については、補助金制度は活用せず費用全額を県と電気事業者双方の持出しにより施工している。

なお、伐採交渉は両者で協力して実施することとしているが、県道敷を選定しているため民地所有者と交渉した実績は無い。

(参考) 2022 年度に山形県で実施した伐採事例

		No1：置賜総合支庁 (米沢電セ管内)	No2：最上総合支庁 (新庄電セ管内)	No3：最上総合支庁 (新庄電セ管内)
日時		7月5日～7月8日	9月23日～9月25日	10月5日
場所		米沢市白布地区 (白布線141号～142号)	最上郡鮭川村大字向居地区 (鮭川線234西7号 ～234西8号)	最上郡鮭川村上大淵地区 (鮭川線202 - B号)
経歴 および 経緯		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年12月 倒木による9.5時間の長期停電および道路寸断により、白布温泉宿泊客が孤立した。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年8月 打合せ・現地確認。</li> <li>県道敷きにおける樹木の繁茂、電線への樹木接近を確認した。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年8月 打合せ・現地確認。</li> <li>県道敷きにおける樹木の繁茂、電線への樹木接近を確認した。</li> </ul> 
工事 分担	県	伐採作業	伐採作業	伐採作業
	当社	電線防護	電線取付・取外	無停電機材取付・取外

		No4：最上総合支庁 (新庄電セ管内)	No5：村山総合支庁 (山形電セ管内)
日時		10月6日	10月25日
場所		最上郡鮭川村大字泉川地区 (下西山線57号)	山形市長谷堂地区 (長谷堂幹線340西6号～高圧引込)
経歴 および 経緯		<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年8月 打合せ・現地確認。</li> <li>県道敷きにおける樹木の繁茂、電線への樹木接近を確認した。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>長谷堂地区は山間部の配電線ルートが多くあり、例年降雪時に倒木や枝折れによる緊急作業が発生している。</li> </ul> 
工事 分担	県	伐採作業	伐採作業
	当社	電線防護	電線防護

■ No.1 米沢市白布地区



(工事前)



(工事中)



(工事後)

■ No.2 最上郡蛙川村大字向居地区



(工事前)



(工事中)



(工事後)

■ No.3 最上郡蛙川村上大淵地区



(工事前)



(工事中)



(工事後)

■ No.4 最上郡蛙川村大字泉川地区



(工事前)



(工事中)



(工事後)

■ No.5 山形市長谷堂地区



(工事前)



(工事中)



(工事後)

## 市町村が単独で実施する事例（秩父市、八頭町）

### ◀ 埼玉県秩父市 ▶

（電力広域的運営推進機関ホームページ、経済産業省ホームページ）

秩父市では、市内の森林等において、台風などの災害時に倒木等により電力の復旧に支障を来すおそれのある樹木を除去するため、東京電力パワーグリッド(株)と連携し、事前伐採が必要な箇所のある共有・協議を行い、森林環境譲与税を活用することで実施している。

所有者との交渉	秩父市
伐採箇所の決定	秩父市と東京電力 PG との協議（過去の停電箇所情報を提供）
伐採主体	電線付近：東京電力 PG 電線付近外：秩父市
市町村の財源	森林環境譲与税

#### 事業実施までの流れ

秩父市と東京電力 PG との間で「災害予防のための樹木伐採等に関する覚書」の締結



重要設備へ電力を供給するルートで、倒木により長時間停電する可能性のある箇所を協議



双方で連携して現地調査を行った上で伐採箇所を特定し、秩父市が事前伐採を実施

#### ポイント

- ・ 市が 100%費用負担しており、その財源には森林環境譲与税を充当している。
- ・ 東京電力パワーグリッド(株)より提供される過去の停電箇所情報をもとに双方で現地調査を行い、伐採箇所を決定している。

## 《 鳥取県八頭郡八頭町 》

(電力広域的運営推進機関ホームページ、八頭町ホームページ)

八頭郡八頭町では、令和2年12月の大雪で倒木が発生し、損壊した配電設備の復旧に長期間を要したことから、倒木被害の大きかった地元から強い要望を受け、中国電力ネットワーク(株)と協議を進め、連携して危険木の伐採を実施するものである。

### 事業概要

名称：八頭町危険木予備伐採事業

事業主体：町（中国電力ネットワーク(株)が伐採箇所の選定、防護管取付けなどを協力）

費用負担：町100%（森林環境譲与税を充当）

対象要件：

補助事業	補助対象者
閉鎖により孤立集落となる道路に被害を与える恐れのある危険木の予備伐採	八頭町行政区長（自治会長）設置要綱(令和2年2月10日告示第44号)第1条に定める区長または区長が委託契約を締結した者
公道、農業用施設又は住宅等に被害を与える恐れのある危険木の予備伐採	危険木を所有する者 危険木の倒木により被害を受ける恐れのある者 (所有者の同意が必要)
農業用施設又は住宅等に被害を与えた倒木の処理	倒木を所有する者 倒木により被害を受けた者（所有者の同意が必要）

※ 本補助金の交付対象は、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象森林内にある危険木及び倒木とする。

※ 森林所有者の同意や伐採にかかる各種規制の許認可は本補助金の交付を受けようとする者が取得する。

(八頭町危険木伐採等事業補助金交付要綱等より抜粋)

(八頭町、地元自治会、中国電力ネットワーク(株)による危険木の伐採作業)



## ポイント

- ・ 町が100%費用負担しており、その財源には森林環境譲与税を充当している。
- ・ ライフラインに被害を与える恐れのある危険木又は被害を与えた倒木について、所有者も補助を受けることができる。
- ・ 予備伐採については、自治会単位でも補助対象となる。

## ○ 参考資料 4

### 雪などによる倒木被害を予防するための森林整備について

令和5年3月23日「新潟県森林整備推進協議会」における森林整備検討資料（林政課・治山課）

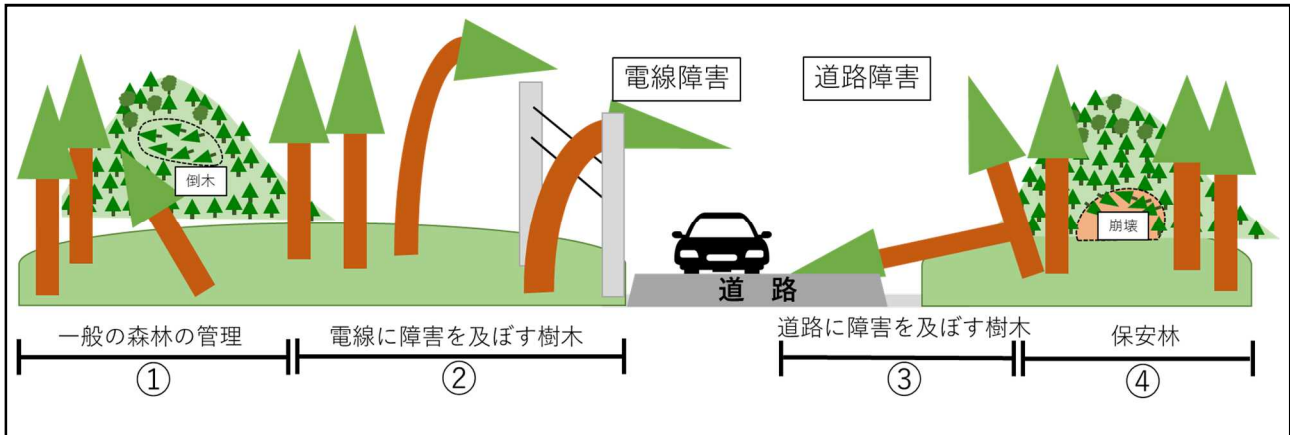
## 雪などによる倒木被害を予防するための森林整備について

### 1 森林管理の基本的な考え方

- 森林については、森林所有者が管理と施業を行うべきものであります。
- ただし、道路の周辺など、森林所有者による整備が困難な場合は、市町村などが代わりに行うことで、森林整備の実効性が高まります。

### 2 森林管理のイメージ

○森林については、様々な条件があり、それぞれの状況に応じた対応が必要となります。



### 3 森林整備のための事業等

○倒木や倒木の恐れのある木の伐採を含む森林整備が以下の事業等により取組可能です。

事業等	①	②	③	④
① 森林環境保全 直接支援事業 (造林事業)	○	○	○	○
② 森林環境譲与税の活用	○	○	○	○
③ (国・県)特定森林再生 事業(被害森林整備)	○	○	○	○
④ (国・県)特定森林再生 事業(重要インフラ周辺森林整備)	—	○	○	—
⑤ 治山事業	—	—	—	○
⑥ インフラ管理のための 森林整備	—	電気事業者が、所 有者合意のうえ、 伐採する場合あり	道路管理者は、所 有者に危険な樹木 等の除去を促す	—

#### 4 森林整備のための事業内容

○ 3 の森林整備事業等の内容は以下のとおりです。

		事業内容等		
		事業主体	事業内容	備考
④	森林環境保全 直接支援事業	森林所有者 市町村 森林組合等	○倒木や倒木の恐れのある木の伐採を含む間伐等 ○森林経営計画等に基づく施業に対し68%補助	県でR5予算を措置済みであり、いつでも実施可能
⑤	森林環境譲与税	市町村	○市町村が地域の実情に応じて自ら間伐等を行ったり、森林組合等への補助制度の措置も可能	阿賀町・南魚沼市における取組事例あり
⑥	特定森林再生事業 (被害森林整備)	市町村 森林組合	○気象害を受けた森林における間伐等 ○森林所有者との協定に基づく施業に対し68%補助	実施に当たっては、国と調整し、県の補正予算措置が必要
⑦	特定森林再生事業 (重要インフラ周辺森林整備) ※道路、電線、鉄道等	市町村 森林組合	○重要インフラ周辺森林における間伐等 ○森林所有者やインフラ管理者との協定に基づく施業に90%補助(市町村の場合)	
⑧	治山事業	県 市町村	○公益的機能が低下し、下流の人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある場合、治山施設や森林の整備を実施(採択要件については別途要確認)	

#### ○ 令和4年12月の倒木の例(参考)

昨年12月の大雪に伴い、県内各地で倒木や幹折れ被害が生じた。

③の事例 県道脇の倒木(佐渡市)



①の事例 幹折れ被害(柏崎市)



※倒木撤去については森林所有者で対応

## ○ 参考資料 5

### 竹木の枝の切除及び根の切取り（民法第233条第3項関係）

令和5年4月1日施行の改正民法では、土地・建物等の利用に関する見直しが行われ、相隣関係規定について下表のとおり改正が行われた。この見直しにより、隣地の竹木の枝が境界線を越えるとき、その竹木の所有者にその枝を切除させることを原則として、以下の場合には、越境された土地の所有者は自らその枝を切除することができることとされた。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

これにより、大雪や強風により倒木等が発生し敷地内に枝が越境してきている場合又は越境することが予見される場合は、自らその枝を切除することができる。

#### 【民法改正新旧対照表（抜粋）】

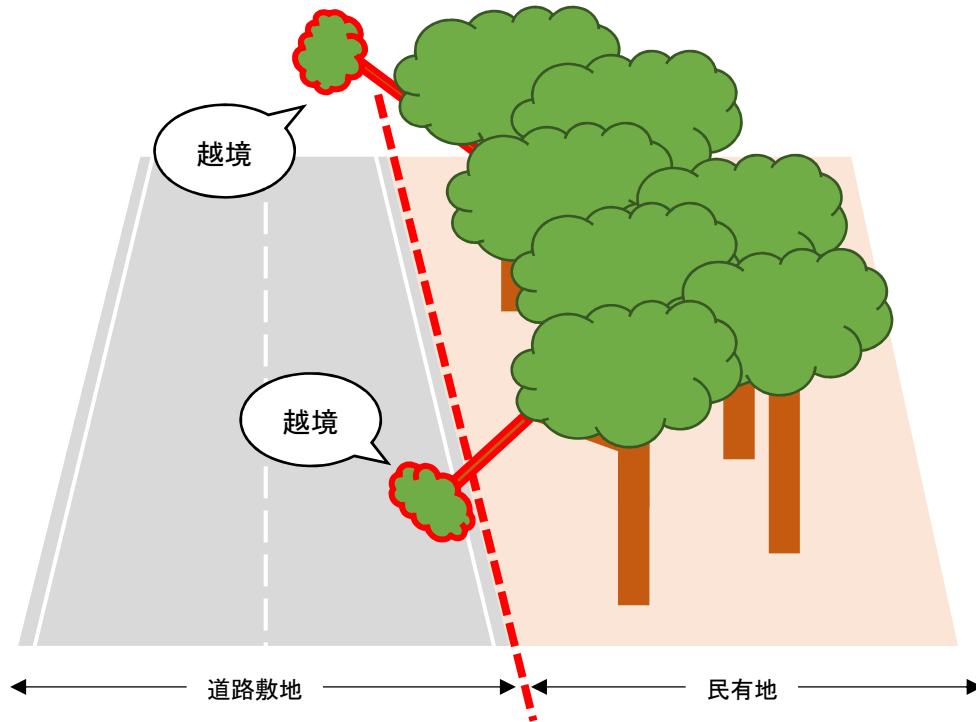
改正法（現行）	旧法
<p><b>（竹木の枝の切除及び根の切取り）</b> <b>第二百三十三条</b> 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p><b>2</b> 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。</p> <p><b>3</b> 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。</p> <p>一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。</p> <p>二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。</p> <p>三 急迫の事情があるとき。</p> <p><b>4</b> 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>	<p><b>（竹木の枝の切除及び根の切取り）</b> <b>第二百三十三条</b> 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。</p> <p><b>（新設）</b></p> <p><b>（新設）</b></p> <p><b>2</b> 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。</p>

※ 道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきたときは、新たな規律によって枝を切り取ることが可能。

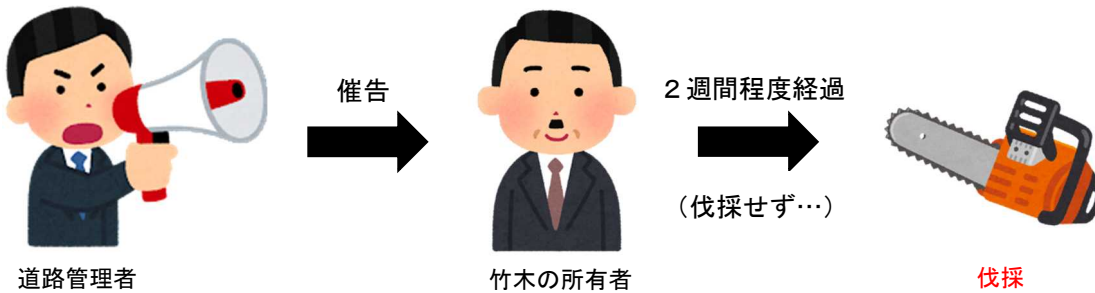
※ 「相当の期間」とは、枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案によるが、基本的には2週間程度と考えられる。

（参考：法務省ホームページ）

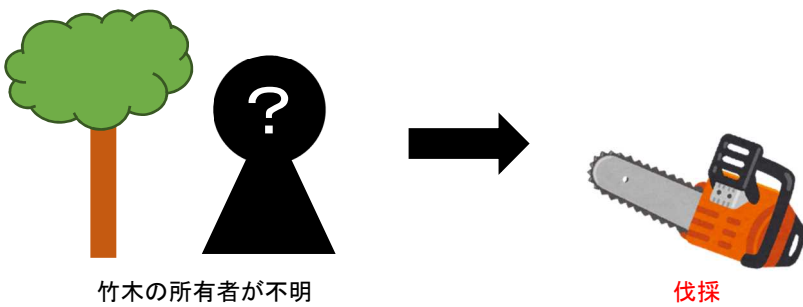
【適用イメージ】



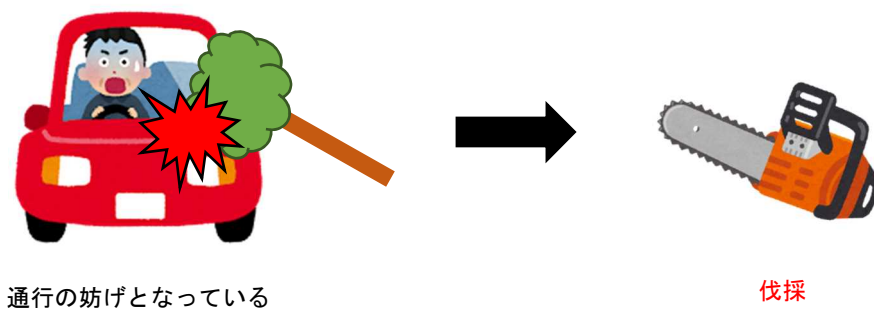
《第3項第1号の場合》



《第3項第2号の場合》



《第3項第3号の場合》



(事務局)

新潟県防災局危機対策課災害対策係  
〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-282-1638

FAX：025-282-1640

Mail：ngt130040@pref.niigata.lg.jp

